

(在宅)自宅での身体拘束の注意点(後編)

～弁護士が教える介護トラブル解決チャンネルより～

前回の振り返り (0:00頃～)

【構成の整理】

- 本動画は、在宅ケアマネジャーの身体拘束に関するテーマの「後編」。
 - 前編では、身体拘束の該当性や、例外的に許容されるための「3要件」(切迫性・非代替性・一時性)の検討について解説。
-

1. 身体拘束に関する記録の具体的な方法 (0:20頃～)

【構成の整理】

- 記録場所の選定:
 - 特に決まった様式はないため、「支援経過記録」で良い。
 - 件数が多くなければ、身体拘束に関する特別な記録様式を用意しても良い。
 - (極端な例として)ご家族様との連絡ノートも記録にはなるが、正式な記録として残すことが望ましい。
- 具体的な記録例(ミトンの場合):
 - 「入院中からチューブを自己抜去しようとする行為が見られたため、安全確保のため日中帯において両手にミトンを着用していただく。」
 - 「日中はご家族様不在が多く緊急性(＝切迫性)が認められる。代替措置も検討したが、現時点では適切な方法は見つからなかった。一時性の要件は、日中に限定することで満たされると判断した。」
- 3要件検討の現実的なレベル感 (1:15頃～):
 - 上記のような記録内容でも、実務上は3要件を検討したとみなされる。これ以上の厳密な証明(例:非代替性の証明として世の中全ての福祉用具を検証した記録など)は現実的に不可能。
 - 新しい福祉用具の情報を全て把握していなかったとしても、よほど検討を怠っていた場合を除き、後からその判断が覆されたり、虐待と断定されたりすることは考えにくい。
 - 重要なのは、無理のない範囲で、自分たちの方法で検討し、そのプロセスを記録すること。

【ポイント】

- 身体拘束に関する記録は、3要件をどのように検討し判断したかのプロセスを示すことが重要。完璧な立証よりも、誠実な検討の記録が求められる。
-

2. 記録すべき「利用者様の心身の状況」(3:25頃～)

【構成の整理】

- 記録すべき内容の例:
 - 「ご自分でミトンを外そうとする行為が見られた。」
 - 「『体を掻きたいから(ミトンを)外してくれ』と言われる。」
- 記録からのフィードバックと対応検討:
 - 利用者様の言動や訴えを無視せず、記録に残す。
 - 例:「体を掻きたい」という訴えは、チューブ抜去の意思ではなく、痒みや皮膚トラブル(褥瘡、疥癬など)の可能性を示唆する。
 - この情報を基に、皮膚を清潔に保つ方法や、痒みを抑える方法などを検討し、ケアに繋げていくことが丁寧な対応。

【ポイント】

- 利用者様の身体的・精神的な状態変化や訴えを具体的に記録し、それをケア改善のヒントとして活用する視点が重要。
-

3. 身体拘束の要件を満たさないと判断したが、ご家族様が応じない場合の対応 (4:20頃～)

【構成の整理】

- ケアマネージャーの判断とご家族様の意向の不一致:
 - ケアマネージャーとして、例えば「一時性の要件を満たさない(例:ご家族様が在宅していても一日中ミトンをしている)」と判断した。
 - しかし、ご家族様は「チューブを自己抜去してしまうから拘束は必要だ」と主張し、説得に応じてくれない。
- これが直ちに「虐待」と判断すべきか?:
 - 実は、この判断も厳密に考えると難しい。

【ポイント】

- 3要件を満たさない身体拘束は原則不適切だが、ご家族様の理解が得られない場合、即「虐待」と断定し強硬な対応を取るのではなく、慎重なアセスメントと対話が必要。
-

4. 高齢者虐待防止法における「身体的虐待」の定義と身体拘束 (5:17頃～)

【構成の整理】

- 高齢者虐待防止法における身体的虐待の定義:
 - 「高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること」。
- 「違法な身体拘束」と身体的虐待の関係:
 - 障害者虐待防止法では、「違法な身体拘束」も身体的虐待の定義に明確に含まれている。

- しかし、高齢者虐待防止法には、この「身体拘束」という文言が直接的には書かれていない。
- 厚生労働省の解釈: 違法な身体拘束も身体的虐待に「含む」と判断する、としているが、まだ法令上どこにも明文化されていない(法整備が必要な状況)。
- 講師(外岡弁護士)の見解:
 - 身体拘束として3要件を満たさなかったからといって、それが即100%身体的虐待に該当するかというと、そうとは限らないのではないか。
 - 理由:「一時性」の要件などは曖昧で、客観的な基準がなく、最終的な判断権者は裁判官以外にいない。単に「時間が長すぎた」という理由だけで、直ちに「虐待」と断定するのは極端すぎる可能性がある。
 - 人権侵害の程度が著しくないような場合(例:一時性の要件がややグレーだが、他の要件は満たしているなど)は、虐待とまでは言えない、という判断もあり得るのではないか。

【ポイント】

- 現行法上、高齢者虐待における「違法な身体拘束」の位置づけは解釈に委ねられている部分があり、明確な線引きが難しい。
- 3要件を満たさない身体拘束＝即虐待、と機械的に判断するのではなく、状況や程度を総合的に勘案する必要がある。

5. 虐待防止に関する事業所の義務と虐待防止委員会の役割 (6:50頃～)

【構成の整理】

- 虐待防止に関する事業所の義務:
 - 身体拘束適正化の取り組みとは異なり、虐待防止に関しては、委員会を定期的で開催する、指針を定める、研修を実施する、といったことが「全て義務」となっている。
 - これらの義務を怠ると、減算の対象となるため、虐待防止の方が規制が厳しいと言える。
- 虐待防止委員会の開催頻度とタイミング:
 - 定期的な開催(例:年に1回など)は義務。
 - しかし、実際に現場で問題が発生している場合、年に1回の検討では不十分。
 - 利用者様をその都度守り、検証するためには、虐待防止委員会として適時(その都度)開催し、検討するのが本来のあり方。
- 身体拘束と虐待の検討プロセスの区分け(考え方として):
 - まず「身体拘束」として、3要件を満たすかどうかを検討する。
 - 3要件を満たさないと判断された場合、そこから「虐待」の問題に移行する。
 - 「虐待防止委員会」として、その事案を検討する。
 - 最終的な判断や手続き(通報など)は、各事業所が定めた「虐待防止指針」に基づいて行っていく。
 - (実際には、身体拘束と虐待は表裏一体であるため、まとめて「身体拘束適正化兼虐待防止委員会」として開催している事業所が多いと思われるが、法的な位置づけや検討のステップとしては上記のように区分けされる)。

【ポイント】

- 虐待防止委員会の定期開催は必須だが、問題発生時は速やかに臨時開催し、事案を検討・対応する体制が重要。
 - 身体拘束の適否判断と、虐待としての判断・対応は、段階を追って検討されるべき異なるプロセスである。
-

6. 虐待の5類型と今回のケースへの当てはめ (8:40頃～)

【構成の整理】

- 虐待の5類型(講師作成の猫のイラストで説明されるもの):
 - 身体的虐待
 - 介護等放棄(ネグレクト)
 - 心理的虐待
 - 性的虐待
 - 経済的虐待
 - これらのいずれかに該当すれば、虐待として通報義務が生じる。
- 今回の事例(ミトン装着のケース)における検討:
 - まずは、違法な身体拘束として「身体的虐待」に該当しないかを検討。
 - 他の類型として、「介護等放棄(ネグレクト)」の可能性も検討する。
 - 例:ご家族様が利用者様のことを全くケアしておらず、ミトンをつけて最低限の事故防止さえすれば良い、というような放置状態であればネグレクトに該当する。
 - 場合によっては、複数の虐待類型に該当し(「合わせ技で一本」、通報が必要と判断される可能性もある。

【ポイント】

- 虐待の有無を判断する際は、身体拘束だけでなく、他の虐待類型(特にネグレクト)にも該当しないか、多角的な視点からアセスメントする。

【用語解説】

- ネグレクト(介護等放棄): 高齢者の心身を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の養護者による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
-

7. 通報の実際とケアマネージャーの役割・心構え (9:40頃～)

【構成の整理】

- 通報のハードル:
 - 現実問題として、ケアマネージャーが直接(市町村へ)通報するのは、心理的なハードルが高い場合が多い。
 - そのような場合は、まず「地域包括支援センター」に相談するケースが多いと思われる。

- 地域包括支援センターは(虐待の通報があった場合)役所に報告する義務があるため、結果的には同じ流れになることが多い。
- 起こりうること:
 - 行政指導や、場合によっては厳しい行政処分(サービスの停止など)に至る可能性もある。
- ケアマネージャーのジレンマ:
 - 利用者様・ご家族様を支えるという観点からは、一刀両断にしにくい、非常に難しい問題。
 - 「めでたしめでたし」というハッピーエンドにはなりにくいのが実情。
- 最も重要なこと:
 - これまで説明してきた一連のプロセス(3要件の検討、チームでの話し合い、虐待の検討など)をしっかりと意識し、ポイントを押さえて対応し、そして何よりも「記録を残す」こと。

【ポイント】

- ケアマネージャーは、困難な状況下でも、法令と倫理に基づいたプロセスを遵守し、その経過を客観的に記録することが、自身と利用者様を守る上で不可欠です。
 - 通報は最終手段の一つだが、その前に地域包括支援センター等の関係機関と連携し、最善の策を模索する姿勢も重要。
-